

## 職務に専念する義務の特例に関する規則

平成27年 3月30日規則第28号

最終改正：令和6年2月9日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年条例第24号）第2条第1項第3号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 職員が公平委員会に対し、勤務条件に関する措置を要求し、又は不利益処分についての審査請求をする場合
- (2) 職員が地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第13条第1項の規定に基づき設置された苦情処理共同調整会議に対し、苦情の申出をする場合
- (3) 職員が人事評価制度における苦情相談をする場合
- (4) 職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条第8項の規定により適法な交渉を行う場合
- (5) 職員が労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条第3号ただし書の規定により協議又は交渉を行う場合
- (6) 職員が地公労法第13条第1項の規定に基づき設置された苦情処理共同調整会議に、職員を代表する委員として、又は参考人として出席する場合
- (7) 職員が法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（平成27年規則第29号）の規定により任命権者の許可を得て、営利企業等に従事する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。）
- (8) 職員が報酬を受けないで、国又は他の地方公共団体その他の公共団体若

しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合

- (9) 職員が報酬を受けないで、法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (10) 職員が組合又は組合の機関以外のものの主催する講演会等において、組合行政又は学術等に関し、講演等を行う場合
- (11) 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (12) 職員が組合の機関の行う競争試験若しくは選考、又はその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
- (13) 職員が庁舎内において、赤十字血液センターの実施する献血に協力する場合
- (14) 職員が次に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に通学する場合（ただし、職員が現に有する学歴に係る学校より上位の学校に通学する場合に限る。）
  - ア 高等学校（定時制又は通信制の課程に限る。）
  - イ 短期大学（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科に限る。）
  - ウ 大学（夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部に限る。）
  - エ 大学院（夜間において授業を行う修士課程又は通信による教育を行う修士課程に限る。）
- (15) 妊娠中又は分べん後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
- (16) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ、当該混雑を避ける場合
- (17) 生後1年6月から中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前

期課程又は特別支援学校の中学部就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子をいう。以下同じ。）を養育する職員が通勤事情等により育児のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（ただし、現に職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号。以下「休暇規則」という。）第4条第1項第15号の規定による特別休暇を与えられている職員が、生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子に係る職務に専念する義務の免除の承認を得ようとする場合及び当該職員以外に育児する者がいる場合を除く。）

- (18) 職員が人工透析を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - (19) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが適当であると認められる場合
  - (20) 法第28条第2項第1号の規定により休職を命ぜられた職員が復職後において、勤務時間を短縮する必要があると認められる場合
  - (21) その他職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第1号及び第2号並びに前各号の場合に準ずる特別の事由のある場合
- 2 任命権者は第1項の規定にかかわらず、同項第14号、第16号及び第17号の規定による職員の職務に専念する義務の免除が休暇規則第2条第8項（同規則第4条第2項において準用する場合を含む。）、大阪広域環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）第10条第8項の規定（同規則第12条第2項において準用する場合を含む。）、臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成27年規則第25号）第6条第2項（同規則第8条第2項において準用する場合を含む。）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第8号）第9条第6項（同規則第11

条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく1時間単位の年次休暇に引き続く場合並びに法第22条の4第1項の規定により採用された職員、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員、同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員及び同法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年条例第15号)第4条の規定により採用された職員の割り振られた1の勤務時間が7時間45分未満の場合には、これを承認することができない。

3 任命権者は第1項の規定にかかわらず、同項第7号及び第12号の規定による職員の職務に専念する義務の免除は、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、承認することができない。

4 任命権者は第1項の規定にかかわらず、同項第12号の規定による職員の職務に専念する義務の免除は、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員については、承認することができない。

(職務に専念する義務の免除の期間又は時間)

第3条 前条第1項各号の場合における職務に専念する義務の免除の期間又は時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間又は時間とする。

(1) 前条第1項第2号から第13号まで及び第21号の場合 必要と認める期間又は時間

(2) 前条第1項第14号の場合 所定の勤務時間の終わりにおいて1回につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間

(3) 前条第1項第15号の場合 妊娠6月(1月は28日として計算する。以下この号において同じ。)までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、それぞれ1回につき必要と認める時間

- (4) 前条第1項第16号の場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- (5) 前条第1項第17号の場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間（現に職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）第22条の規定により部分休業を承認されている職員が、生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子に係る職務に専念する義務の免除の承認を得ようとする場合にあっては、2時間から部分休業を承認されている時間を減じた時間）を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- (6) 削除
- (7) 前条第1項第18号の場合 1回につき4時間を超えない範囲内で必要と認める時間
- (8) 前条第1項第19号の場合 4月1日から翌年3月31日までの間において5日（臨時的任用職員については、任用期間6月につき2日、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、任用期間6月につき1日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間
- (9) 前条第1項第20号の場合 復職の日から3月を超えない期間内において必要と認める時間

（施行の細目）

第4条 この規則の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いについては次のとおりとする。
  - (1) 大阪市の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）の規定によりなされた、届出、承認その他の行為は、

この規則の規定によりなされたものとみなす。

- (2) 第2条第1項第3号に規定する、人事評価制度における苦情相談は、職員が、大阪市職員であった期間の大阪市人事評価制度における苦情相談をする場合を含むものとする。
- (3) この規則に定めるもののうち、日数及び期間の定めのあるものは、職員となった日の前日に適用を受ける大阪市の職務に専念する義務の特例に関する規則の規定による日数及び期間を通算する。

附 則（平成28年10月20日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月28日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則の規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日規則第11号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月20日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月31日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」とい

う。) 第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。) を占める暫定再任用職員 (地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号) 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。) は、法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 2 項の規定を適用する。

附 則 (令和 6 年 2 月 9 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。